

山口県報

令和5年
12月19日
(火曜日)

目 次

○規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(人事課)……………一

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………二

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………三

○人委規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和五年山口県条例第三

十五号)の施行期日は、令和五年十二月二十六日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十二号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和五年山口県条例第三十六号)の施行期日は、令和五年十二月二十六日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十三号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和五年山口県条例第三十七号)の施行期日は、令和五年十二月二十六日とする。



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十
八号）の一部を次のように改正する。

別表第六のイ 行政職給料表昇格時号給対応表中

22	21
23	22
24	22
25	23
25	23
25	23
26	24
26	24
26	25
26	25
27	26
27	26
27	27
28	27

を
に、

30	29	38	37	50
30	30	39	38	50
31	30	40	38	50
31	30	40	39	50
32	31	41	39	51
32	31	41	40	51
33	31	42	40	52
33	32	42	40	52
34	32	43	41	53

34	32	43	42	53
35	33	44	43	53
35	33	44	44	53
36	33	45	45	53
36	34	45	45	53
37	34	46	46	54
37	34	46	46	54
37	34	47	47	54
38	35	47	47	54
38	35	48	48	54
39	35	48	48	55
39	36	49	48	55
40	36	49	49	55
40	36	49	49	55
41	37	49	49	55

を
に、
を

49	57	56	56	55
50	57	56	56	55
50	57	56	56	56
50	57	56	56	56
51	57	56	56	56
51	57	56	56	56
51	57	56	56	56
51	57	56	56	56
51	57	56	56	56
51	57	56	56	56

52	57	56	56	56	56
52	57	56	56	56	56
52	58	56	57	56	56
52	58	57	57	56	56
52	58	57	57	56	56
53	58	57	57	56	56
53	58	57	57	57	57
53	58	57	58	57	57
53	59	57	58	57	57
54	59	57	58	57	57
54	59	57	59	57	57

55
55
55
55
54
54
54
54
54
54
54

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31

別表第六のロ 公安職給料表昇格時号給対応表中

32	31
32	32
32	32
32	32
33	32
33	32
34	32
34	32
35	33

70
71
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79
79
80

69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79

94
94
95
95

93
94
94
94

54
55
56
57
58
59

53
54
54
55
55
56

に改める。

96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101
102
102
103

を

95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101

に

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
69
70
70
71
71
72

を

56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

に改める。

14
14
15
15
16
16
17
17
18
18
19
19
20

13
14
14
14
15
15
16
16
17
17
17
17

別表第六の八 海事職給料表昇格時号給対応表中

20
21
21
21
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
23
23
23
23
24
24
24
24
25

を

17
17
18
18
18
18
19
19
19
19
19
19
20
20
20
20
20
21
21
22
22
23

に

30
31
32
33
33
33
33

26
26
27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33

※

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
30
30
31

※

18
19
20
21
21
21
22
22
22
23
23
23
24
24
25
25
26
27
27
28

※

17
18
18
19
19
20
20
20
21
21
22
22
22
23
23
23
24
25
26
27

※

34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40

※

29
30
30
31
31
32
32
33
33
33
33
33
33
34
34
34
35

38
38
38
38
39
39
40
40
40
40
41
41
42
42

37
38
38
38
38
39
39
39
39
40
40
40
40

44
44
44
44
44
42
42
42
42
43

35	43	41
36	43	41
36	44	42
36	44	42
36	45	43
37	45	43
37	46	44
37	46	44
37	46	44
37	46	44
38	46	44
38	46	44
38	47	45
38	47	45
38	47	45
38	47	45
39	47	45
39	48	46
39	48	46
39	48	46
39	48	46
40	49	47
40	49	47
40	49	47
40	49	47
41	49	47
41	49	47
41	49	47
41	49	47
41	49	47

に、

を

に改める。

別表第六の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

30	29	18	17
30	30	19	18
31	30	20	18
31	30	21	19
32	31	21	19
32	31	22	20
33	31	22	20
33	31	23	21
33	31	23	22
34	32	24	23
34	32		
35	33		
35	33		
36	34		
37	35		
38	36		
39	37		

を

26
26
27
27
28
28
29
30
31
32
33
33
33
33
34

に、

39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55

に

18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
20
21
21
22
22
23
23

に

34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
41
41

を

58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
25
26
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30
31
32
33
33
33
33
33
34

55
55
56
56
56
57
57
57
58
58
59

38
38
39
39
40
40

37
38
38
38
39
39

42
42
42
42
43

34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

41	41
----	----

別表第六のホ 医療職給料表(昇格時号給対応表中

める。

26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

25	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改

26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

25	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第六のへ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	42
45	42
46	43
46	43

を

29	30
30	31
31	32
32	33
33	34
34	35
35	36
36	37
37	38
38	39
39	40
40	41
41	42
42	43
43	44
44	45
45	46
46	47

に

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62

を

57
58
58
58
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
62
62

に

38
39
40
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
45
45
45
46
46
47
47

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
45
45
46
46

に

46
47

43
43

49
50
50
50

を

65	62
66	63
66	64
67	65
67	65
68	66
68	66
69	67
70	67
71	68
72	68
73	69
73	70
74	71
74	72
75	73
75	74
76	75

84	83
84	83
84	83
84	84
85	84
85	84
85	84
86	84
86	85
86	85
87	85

82
82
82
83
83

を

81
82
82
82
82

に

87
87
88
88
88
89
89
89
89
89
90
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93
94
94
94

を

86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
93
93
93

に

95
95
95
96

を

94

94
95
95

に改める。

別表第六のチ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

38
39
40
41

37
38
38
39

56	54
57	55
57	55
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	57
59	58
60	58
60	58
60	58
61	59
61	59
61	59
61	59
61	60
62	60
62	60
62	60
62	60
62	61
62	61
63	61
63	61
63	61
63	61
63	62
64	62
64	62

を

に改める。

64	62
64	62
64	62
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
66	63
66	63
66	64
66	64
66	64
66	64
66	64
67	64
67	64
67	65
67	65
68	66
68	66
68	67

別表第六のり 教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

38
39
40
41
41
42
42
42

を

37
38
38
39
39
40
41
41

に

54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
65
65
65

を

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
62

に改める。

43
43
44

42
42
43
43

65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68

62
63
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
65
66
66
66
66
67
67

別表第七のイ 行政職給料表降格時号給対応表中

37
39
40

を

38
39
41

に

53
54
55
56
59

54
56
58
60
62

62
65
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

を

64
66
68
71
74
77
80
83
86
89
92
93
93

に

53
54
55
56
58
60
62

を

54
56
58
60
61
62
63

に

76
80
84
88
93
98
103
109
115
121

を

77
82
87
92
97
102
107
116
125

に

97
102
107
112

を

99
106
113
113

に

67
80
82
84

を

77
84
85
85

に改める。

26
27
28
29

27
28
29
29

別表第七のロ 公安職給料表降格時号給対応表中

30
31
32
33
34
35
37
37
38
39
40

を

30
31
33
33
34
35
37
38
39
40
41

に

77
78
79
80
81
82
83
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98

を

78
80
82
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98

に

21
22
23

を

22
23
24

に

29
30
31
32

を

99	100	101	102	103	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124
99	100	101	102	103	104	107	110	113	116	118	120	122	124	125	125

25

25

33
35

69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81
70	72	74	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85

30	30	32	33	34	35
----	----	----	----	----	----

に、

61	63
----	----

を

62	63
----	----

に、

82	83	84	86	88	90	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

を

86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改める。

別表第七のハ 海事職給料表降格時号給対応表中

34	36	38	40	42	44	46	48	53
----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

35	38	41	44	49	54	59	64	66
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

58
63
68

68
69
69

101
101

85

89

41
42
43
44
46
48
50
52
54

42
44
46
48
49
50
51
52
54

別表第七の二 研究職給料表降格時号給対応表中

50
52
54
56
59
62
65
68

を

51
55
59
63
66
68
69
69

に

33
34
35
36
38
40
42
44
46
48
50

を

34
36
38
40
42
44
46
48
49
50
51

に

53
54
55
56
60
64
68
72
76
80
85
90
95
100

を

54
56
58
60
64
68
72
76
80
86
92
98

に

51
54
57
60
62
64
66
68
70
75
80
85
88

を

52
56
60
64
66
68
70
75
80
85
88

に改める。

62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
93
94

を

63
66
69
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
94
96
97
98

に

50
52
54
56
59

を

51
54
57
60
62

に

70
72
74
76
77
78
79
80
84
88
92

を

71
74
77
80
81
82
83
84
88
92
96
100
103
108
113

に、

58
60
62
64
67
70
74
78
82

を

59
62
65
68
70
74
77
80
83

に改める。

95
96
97
98
99
100
102
104
106
108
111
114
117
120

99
100
101
102
103
104
107
110
113
116
118
120
121
121

62
65

64
66

96
99
102
106
110
115
120

118
121
121

別表第七のホ 医療職給料表(一)降格時号給対応表中

46
48
52
56
59
62

を

47
51
55
59
62
64

に改

める。

別表第七のヘ 医療職給料表(一)降格時号給対応表中

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
79
82
85

に、

80	85
82	85
84	85

23	24
25	25
26	26
27	28
28	29
29	30

別表第七のト 医療職給料表(三)降格時号給対応表中

78	79	50
80	82	52
82	85	54
84	90	56
91	95	59
98	100	62

57	58	65
58	60	69
59	62	73
60	64	76
63	67	80
66	70	84
69	73	89
72	76	94
76	80	99
80	84	104
84	89	
90	94	
96	99	
102	104	

57	58	112	113
58	60	116	118
59	62	120	123
60	64	124	128
61	65	127	131
62	66	130	134
63	67	133	137
64	68	136	140
65	69	140	144
66	70	144	148
67	71	148	152
68	72	152	156
69	73	156	159
70	74		
71	75		
72	76		
73	77		
74	78		
75	79		
76	80		
77	81		
78	82		
79	83		

に改める。

に改める。

160
164

162
165

80	84
82	86
84	88
86	90
88	92
89	93
90	94
91	95
92	96
94	97
96	98
98	99

別表第七のチ 教育職給料表(一)降格時号給対応表中

45
46
47
48
50
52
54
56
59
62
65

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66

に

69
70
71
72
74
76

70
72
74
76
78
80

78	82
80	84
82	86
84	88
86	90
88	92
90	94
92	96
94	98
96	100
98	102
100	104
102	106
104	108
107	112
110	116
113	120
116	124
121	130
126	136
131	142
136	148
141	150
146	152
151	153

を

に改める。

別表第七のリ 教育職給料表(二)降格時号給対応表中

78
80

79
82

21
23

を

22
23

に

45	46	82	85
46	48	84	88
47	50	85	90
48	52	86	92
51	54	87	94
54	56	88	96
57	58	91	100
		94	104
		97	108
		100	112
		107	116
		114	120
		121	124

附則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健福祉センターの項中「三二四、九〇〇円」を「三三三、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	
20 年 以 上 21 年 未 満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	
21 年 以 上 22 年 未 満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	
22 年 以 上 23 年 未 満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	
23 年 以 上 24 年 未 満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	
24 年 以 上 25 年 未 満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	
25 年 以 上 26 年 未 満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	
26 年 以 上 27 年 未 満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	
27 年 以 上 28 年 未 満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	
30 年 以 上 31 年 未 満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	
34 年 以 上 35 年 未 満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	

附 則

この規則は、令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の二百」を「百分の二百五」に、「百分の二百四十」を「百分の二百四十五」に改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九百七十五」に、「百分の百十五」を「千分の千七百七十五」に改める。

附 則

この規則は、令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

令和五年十二月十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁